

座間味村の経営健全化計画（簡易水道事業特別会計）の概要

第1 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析

【資金不足比率】57.2%（平成20年度決算）

【要因】

3つの有人島ごとに水源施設、導水管施設、浄水場、配水施設及び送水管をそれぞれ整備しなければならないため多額の企業債元利償還金が経営を圧迫していること。また、各施設の維持管理費が高んでいること。さらに、9年連続の渇水状態が続いており、渇水対策に要する経費が増大していること。

人口減少等による給水人口が伸び悩んでいるうえ、水道料金の滞納が蓄積していること。

給水原価に占める供給単価の割合（料金回収率）は25.3%（他の離島4村の平均は36.9%）となっており、類似団体と比較しても水道料金は低い水準にあること。

第2 計画期間

平成21年度から平成23年度まで3年間

第3 経営の健全化の基本方針

- 1 定期的な料金改定の実施
- 2 徴収体制の徹底した見直しと滞納台帳の整備・管理の徹底
- 3 水道料金の自動引落としへの移行促進
- 4 公的資金補償金免除繰上償還の確実な実施
- 5 基準外繰入の透明性確保

第4 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策

- 1 受益者負担の観点から、料金改定を周期的に実施する（平成21年1月に料金改定済み（改定率15%））。
- 2 滞納者に対し月1回の督促状送付等を行うほか、3ヶ月にわたり入金のない場合には給水停止の措置を取るなど徴収体制を強化する。また、滞納台帳を整備する等により適切な債権管理を行う。
- 3 水道料金の自動引き落としへの移行を促進する。自動引き落とし件数を毎年5%増加させることを目標とし、確実な料金収入を図る。
- 4 現在計画している公的資金補償金免除繰上償還を確実に実施する（平成21年度：12,000千円の繰上償還を実施。）
- 5 際限のない基準外繰入が行われてきたことを踏まえ、明確な基準外繰入の限度額（原則として基準外繰出金は基準内繰出額の75%以内）を設定し財政規律を確保する。

第5 各年度ごとの第4の方策に係る収入及び支出に関する計画

（単位：千円）

項 目		平成21年度	平成22年度	平成23年度
収益的収支	総収益 (A)	53,539	48,731	48,017
	総費用 (B)	49,466	44,100	43,300
資本的収支	総収入 (C)	116,684	84,284	42,721
	総支出 (D)	116,684	84,284	42,721
収支再差引 (A - B + C - D) (E)		4,073	4,631	4,717
前年度繰上充用金 (F)		15,663	11,590	6,959
実質収支 (E - F) (G)		11,590	6,959	2,242

第6 各年度ごとの資金不足比率の見通し

（単位：%）

資金不足比率 / 年度	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算
資金不足比率	57.2	43.7	25.6	8.0

第7 その他経営の健全化に必要な事項

- 1 新設整備導入計画にあたっては、長期的収支計画にリンクさせて検証する。
- 2 滞納を早期解消し、善良な納税者・利用者の不公平感を払拭する。
- 3 住民及び議会に対し、経営(財務)状態に関する情報を適時適切に開示する。
- 4 メーター検針業務の簡素化（1ヶ月検針 2ヶ月に1回）、検針メータの再利用により歳出削減に努める。